

徳島県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
鳴門池田				同	美馬市脇町川原町字西サ キ四七七〇番三地先から 同 美馬町字小長谷五 七番一地先まで	旧	一三・八〽三二・〇	八七・九
	新					敷地の幅員 （メートル）	八七・九	